春日部市テニス協会　会員規則　関係

１０．大会出場注意事項 II　春日部市テニス協会主催の埼玉県大会予選会および県大会出場者への注意事項について

１．県大予選会

県大予選会は、本協会が行う諸事業のうち特に重要な事業の一つで、県大会への選手推薦を目的に開催される。

２．上位大会の推薦

春秋二度開催される県大シングルスとダブルスに県が割り当てる推薦選手枠以内で、実際の推薦数は常務理事会で決定する。

３．本協会主催の県大予選会および県大の出場資格

(1) 県大予選会および県大出場者は、本協会会員かつ埼玉県テニス協会が定めるふるさと選手制度適用者を除き埼玉県内在住・在勤・在学者に限る。

(2) 埼玉県内在住でなく在勤・在学資格で出場しようとする者は、申込時に会社名（または学校名）・その住所・電話番号を明記するものとする。

(3) 当協会主催の県大予選会には、以下に該当する者は出場資格がない。

① すでに県大出場資格を有する者

② 県大予選会で推薦を得たのに県大出場を拒否する者

③ 他の郡市テニス協会が主催する同一県大の予選会に出場した、または出場する者。
この県大予選会には、推薦を辞退することを条件に出場を認めている大会も含む。
ただし、埼玉県テニス協会公認大会への出場は可能

(4) 対象大会は下記の４大会とする。

① 春季シングルス大会 兼 県予選会(6 月) ⇒ 埼玉県秋季テニス選手権大会(9～10 月)

② 夏季ダブルス大会 兼 県予選会(6 月) ⇒ 埼玉県秋季テニス選手権大会(9～10 月)

③ 冬季ダブルス大会 兼 県予選会(2 月) ⇒ 埼玉県春季テニス選手権大会(5～6 月)

④ 冬季シングルス大会 兼 県予選会(3 月) ⇒ 埼玉県春季テニス選手権大会(5～6 月)

４．テニスウエアの規制

県大予選会で着用するウエアは、県大で認められているテニスウエアを着用しなければならない。着用できないウエア、シューズ、並びにロゴの規制に十分注意して当日に臨むこと。着用の可否の判定はレフェリーが行う。

５．県大のエントリー

(1) 県大出場資格を得たものは、埼玉県テニス協会（以下、県協会）のホームページで大会日程等確認し、各自で申し込む。

(2) その時に必要となる推薦状（申込書）は、市の県大予選会終了後に手渡す。

(3) その申込書に記入する個人登録番号は、各クラブのメール担当者に確認し記入する。

(4) 市の県大予選会で出場資格を得たものは、必ず県大に出場しなければならない。ただし、県大エントリー締め切り前に出場出来ないやむを得ぬ事由が発生して、本協会に事前の届け出があった場合はその限りで無い。

６．県大会要領など

県大出場者は、県協会のホームページなどで大会要領などを確認して遵守すること。本協会では試合日程等一切関知しないので、各人が責任を持って行動すること。

特に、欠席の場合は必ずメール等県協会指定の方法で県協会に連絡すること。電話での連絡は不可。無断欠席はペナルティーの対象となる。

７．JTA 公式トーナメントコードオブコンダクト(通称：コード)

コードは、プレーヤーのスポーツマンシップの高揚、責任ある言動、コートマナーおよび諸規則の順守を目的に定められている。県大・東部大出場者は、JTA テニス ルール ブックなどでコードを確認して、抵触するような言動を厳に慎むこと。

８．ペナルティーについて

(1) 当協会のペナルティー
市の県予選会で推薦選手になったにも拘わらず対象県大会にエントリーしなかった場合、または春日部市に所属するものが県大会を無断で欠場した場合はペナルティーを課す。具体的な内容については大会参加資格基準による。

(2) 県協会のペナルティー
県大会に対するペナルティー内容については、県協会のペナルティー規定によるところであるが、何らかの理由で無断欠席をした場合には、可及的速やかにその旨を当協会と県テニス協会に電子メール等確実な手段を用いて連絡すること。

付則

１．本細則Ⅲは、平成２５年１月１日から実施する。
２．本細則Ⅲは、大会出場注意事項Ⅱに移項し、平成２８年２月１日に一部改定する。
３．本大会出場注意事項Ⅱは、平成２９年４月１日一部改訂する。
４．本大会出場注意事項Ⅱは、平成３０年４月１日一部改訂する。
５．本大会規定は、令和５年４月１日一部改訂する。
６．令和６年４月１日一部（３.細則Ⅱ、６.大会管理規程付則１、１０.大会出場注意事項Ⅱ）改定（条文毎の付則記述以外項目を列記）
７．令和７年４月１日一部（３.細則Ⅰ、細則Ⅱ、８.大会運営要領、９.大会出場注意事項Ⅰ、１０.大会出場注意事項Ⅱ）改定（条文毎の付則記述以外項目を列記）